（前のページより続き）
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（国土交通五〇四）
○高速自動車国道に関する件（同五〇五～五一〇）
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（同五一一）
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁一七）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
人事院
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
公聴会
植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示（農林水産省）
〔公　告〕
官庁
財団関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
諸事項

本号で公布された法令のあらまし

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（政令第六七号）（国土交通省）

1　青森市と旭川市とを連絡する新幹線鉄道のうち青森市と北斗市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を平成二八年三月二六日から適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第六八号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年三月二一日から施行することとした。

◇家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令（政令第六九号）（消費者庁）

1　家庭用品の指定品目の一部を政令から削除するとともに、一定の要件を規定した上で品目の指定について内閣府令に委任することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

政　令

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十七号

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令（昭和四十七年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

青森市と旭川市とを連絡する新幹線鉄道のうち青森市と北斗市とを連絡する区間	平成二十八年三月二十六日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十八号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十一号の項中「字腰越百九十七番三」を「千百四十一番」に改め、同表四十八号の項中「本町三丁目九番二」を「大町二丁目十三番十二」に改め、同表五十七号の項中「十番」を「五番」に改め、同表百三十九号の項中「青島町三十七番」を「蓼原字用水堀東七百二十五番一」に改め、同表百九十一号の項中「可部七丁目三百十一番一」を「可部南一丁目百二十番六」に改め、同表二百三号の項中「東町十三番」を「和多田西山四千五百四十四番一」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年三月二十一日から施行する。ただし、別表四十八号の項、百九十一号の項及び二百三号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十九号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

一　繊維製品

（一）　糸（その全部又は一部が綿、麻（亜麻及び苧麻に限る。）、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維その他これらに類する繊維であつて内閣府令で定めるものに限る。）

（二）　（一）に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した織物、ニット生地及びレース生地